

建築工事特記仕様書の化学物質部分（抜粋）

<p>1章 一般事項</p>	
<p>21 揮発性有機化合物対策</p>	<p>揮発性有機化合物の放散（発散）が少ない材料の使用に努める他、以下を満たすものとする。</p> <p>1)ホルムアルデヒド放散(発散)建築材料に指定されている材料は、F等の規制対象外材料とする。</p> <p>2)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、1)のほか、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>3)保温材、緩衝材、断熱材は、1)のほか、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>4)屋内に使用する塗料は、厚生労働省「屋内空気汚染に係るガイドライン」で指定された13物質(以下13物質)を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>5)木質建材、家具、建具類及び二次製品は、1)のほか、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>6)ワックスは、有機リン系化合物を含有していないものを使用し、13物質を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>施工時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物の放散（発散）を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない。</p>
<p>22 揮発性有機化合物の室内濃度測定</p>	<p>受注者は、揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認のうえ、測定結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(a) 測定物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン</p> <p>(b) 測定方法(拡散方式 ・吸引方式) 居室の窓及び扉（造り付け家具、押入れその他これらに類するものの扉を含む。）を30分間開放し、窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、</p>

	<p>その状態で採取を行うこと。また、連続的な運転が確保できる換気設備がある場合は稼働させ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。</p> <p>居室の中央付近の床からおおむね 1.2m から 1.5m までの高さにおいて採取を行うこと。(学校の教室等については、机上の高さにおいて採取を行うこと)</p> <p>採取時間は、吸引方式では 30 分以上継続して、同時に又は連続して 2 回以上行うこと。拡散方式では 8 時間以上とする。</p> <p>ホルムアルデヒドは、DNPH 誘導体化固相吸着 / 溶媒抽出 - 高速液体クロマトグラフ法によるものとする。</p> <p>その他の揮発性化合物は、固相吸着 / 溶媒抽出法、固相吸着 / 加熱脱着法の組み合わせによる。</p> <p>(c) 測定箇所 (箇所 普通教室、音楽室、図工室、コンピューター室、体育館等他監督職員と協議のこと)</p>
12 章 木工事	
08 接着剤	ホルムアルデヒド放出量等については、1 章一般事項 (21 揮発性有機化合物対策) による。
09 防菌・防蟻処理	JISK1571 に適合する表面処理用木材保存剤又は同等品
10 防虫処理	JISK1571 附属書 A に基づく表面処理用木材保存剤 ワワン材及びびならを使用する場合は、JAS1083-6 の保存処理 K1 とする。 いずれも非有機リン系の薬剤を使用
15 章 左官工事	
05 仕上塗材仕上げ	仕上塗材のホルムアルデヒド放出量については、1 章一般事項 (21 揮発性有機化合物対策) による。
16 章 建具工事	
10 木製建具	合板、接着剤のホルムアルデヒド放散量等は 1 章一般事項 (21 揮発性有機化合物対策) による。
18 章 塗装工事	
01 材料	ホルムアルデヒド放散量等は 1 章一般事項 (21 揮発性有機化合物対策) による。
04 塗装	塗料等のホルムアルデヒド放散量等は 1 章一般事項 (21 揮発性有機化合物対策) による。

19 章 内装工事	
01 ビニル床シート張り等	接着剤のホルムアルデヒド放散量等は 1 章一般事項（21 揮発性有機化合物対策）による。
02 カーペット敷き	接着剤のホルムアルデヒド放散量等は 1 章一般事項（21 揮発性有機化合物対策）による。
03 合成樹脂塗床	ホルムアルデヒド放散量等は 1 章一般事項（21 揮発性有機化合物対策）による。
04 フローリング張り	フローリング、接着剤のホルムアルデヒド放散量等は 1 章一般事項（21 揮発性有機化合物対策）による。
06 せっこうボード、その他ボード及び合板張り	MDF、パーティクルボード、合板、接着剤のホルムアルデヒド放散量等は 1 章一般事項（21 揮発性有機化合物対策）による。
08 壁紙張り	壁紙、接着剤のホルムアルデヒド放散量等は 1 章一般事項（21 揮発性有機化合物対策）による。また壁紙は TVOC が I S M 又は SV 規格又は同等の基準のものとする。
09 断熱・防露	フェノールフォーム保温材、その他の断熱材（グラスウール等）のホルムアルデヒド放散量等は 1 章一般事項（21 揮発性有機化合物対策）による。
20 章ユニット及びその他工事	
15 カーテン及びカーテンレール	カーテンの材質はホルムアルデヒド放散（発散）量が日本インテリアファブリックス（協）基準又は同等の基準のものとする。
17 木製家具	合板、ランバーコア、MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量等は、1 章一般事項（21 揮発性有機化合物対策）による。